

平成20年度改正の証券税制 —これからの判断のために—

今年度は、上場株式等の譲渡所得にかかる軽減税率の廃止、配当所得にかかる軽減税率の廃止、譲渡所得と配当所得の損益通算の新設などが証券税制にかかる変更です。

□上場株式等の譲渡所得にかかる軽減税率廃止

現行の軽減税率10%（所得税7%、住民税3%）は、平成20年までとなり、平成21年から本来の税率20%（所得税15%、住民税5%）となります。ただし、平成22年までの2年間は、その年分の上場株式等にかかる譲渡所得等のうち500万円以下の部分が軽減税率対応となります。

□配当所得にかかる軽減税率廃止

現行の軽減税率10%（所得税7%、住民税3%）は、平成20年までとなり、平成21年から本来の税率20%（所得税15%、住民税5%）となります。ただし、平成22年までの2年間は、その

年分の上場株式等にかかる配当所得等のうち100万円以下の部分が軽減税率対応となります。

□配当所得の申告分離制度

平成21年1月1日以降に支払いを受ける上場株式等の配当所得につき、20%（うち住民税5%）の申告分離課税が選択できるようになりました。

□上場株式等の譲渡損失と配当所得との損益通算の新設

同じ年分の上場株式等の譲渡損失と申告分離を選択した配当所得と損益通算することが認められるようになりました。

適用期日は平成21年分以降の所得税、及び平成22年分以降の住民税から適用されます。

この新設制度で留意すべきは、配当所得について総合課税を選択した場合は、譲渡損失とは損益通算できない点です。

また、前記一つ目、二目について付言すれば、特例措置の譲渡所得の500万円や配当所得の100万円は、多くの個人投資家につき適用があると見込まれます。

ナマの税務相談室

Q 先生、すみません。今相続税調査が一段落のようですが、気になることがあります。

A 部長の胸の内を推定したのですが、調査終了後E部長が私にフト漏らされた、当時職員がお茶の時間に言った「現金認定」の一言ですね。

Q そうです。「現金認定」とはどのようなことですか。

A 素直に推察して当局の調査の行き詰まりと思考します。アルと思って探した1,500万円の用途が不明であったので強制課税をチラつかせて、相続人が隠し財産を自白することを期待しているのです。現金認定とは相続税調査法の伝家の宝刀です。遺族が明らかに家族名義預金等の分散法で1,500万円を隠しているとすれば、その隠し財産に当たる1,500万円を現金で手持ちしていたと推定して強制課税しようという手法です。

相続税調査「現金認定」

Q 先生、U町換地処分の方は故社長が当時私にも遺族にも担当の税理士さんにも相談せず、一人で担当して、いつの間にか

U地区に新工場が建設されたのです。後で判ったので、S区役所に私と奥様が伺ったところ、S区役所の事績では故社長指定のM銀行に移転補償金1,500万円入金したということでした。平成4年当時の個人通帳が見つかりませんし、当時故社長の譲渡所得の申告書控も見当たりません。

A 私は楽観しています。その理由は、①換地処分先のU町に新築された故社長個人名義の工場建物設備が現存し、受入価額がないが、不動産所得は平成5年分から事績があること。②新築設備は建物を含め償却していないが、不明金1,500万円以外充当金に心当たりがないこと。などが理由です。

このことは、当局も判っているでしょうから、そのうちOKということになるでしょう。

ナマの税務相談室